

平成30年6月29日（金）
山梨県青少年センター

地域と学校との連携 ～地域学校協働活動に関わって～



国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター
社会教育調査専門職 郡谷寿英



1

社会教育実践研究センターの概要

 **国立教育政策研究所**
社会教育実践研究センター（通称：社研）

都道府県・市町村における社会教育事業の推進に資するため、全国の社会教育活動の実態調査や、社会教育事業のプログラム開発、社会教育指導者の育成・資質向上に関する調査研究等を行っている



また、全国の社会教育関係者、研究者等の参加を得て、新たな研究課題の抽出や研究方法の改善を図る研究セミナーを開催するほか、文部科学省との共催で社会教育指導者のための研修事業も行っている

3

0. イントロダクション
1. 地域学校協働活動の国の動向
2. 地域学校協働活動推進員の役割
3. 地域学校協働活動の具体的な事例
4. 社会教育に係る国の動向
5. 社会教育実践研究センターの取組



2

社会教育実践研究センターの概要

【沿革】

昭和40年～ 国立社会教育研修所

昭和61年～ 国立教育会館 社会教育研修所

平成13年～ 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター



【住所】 〒110-0007
東京都台東区上野公園12-43

【電話】 03-3823-0241（代表）

【FAX】 03-3823-3008

【E-mail】 jissen@nier.go.jp

【ウェブサイト】

<http://www.nier.go.jp/jissen/index.htm>

4

全国体験活動ボランティア活動総合推進センター

<沿革>

- 平成13年 学校教育法・社会教育法改正
青少年の体験活動・ボランティア活動の機会充実等を規定
- 平成14年 各地に体験活動ボランティア活動支援センター設置
国レベルのセンターとして社研に開設

<事業>

- 情報収集・提供及び相談事業
 - ・コーディネーターによる相談対応
 - ・事例集・ハンドブック作成
 - ・支援センター実態調査
- 指導者養成事業（出前講座）
全国のコーディネーター養成研修等への講師派遣
（14自治体へ派遣/H29）



5

1. 地域学校協働活動の国の動向

- (1) これまでの経緯・背景等
- (2) 地域学校協働活動等の概要
- (3) 地域学校協働活動の効果と課題

7

1. 地域学校協働活動の国の動向



6

(1) これまでの経緯・背景等

	社会教	模 範	
平成27年 中教審3答申 まで	S46	社 会 教 育 法 第 三 十 六 号 答 申「急激な社会構造変化に対応する社会教育のあり方」	
	S60~62	臨 時 答 申「教 育 法 第 三 十 六 号 答 申」第 二 次 ~ 第 四 次	
学社連携 ↓ 学社融合	H4	生 涯 学 習 法 第 一 号 答 申「今後社会動向に対応した生涯学習の振興方策」	
	B	生 涯 学 習 法 第 一 号 答 申「地域に開かれた生涯学習の実現方策について」	
学校・家庭 ・地域の 連携・協力 ↓ 地域学校 協働	中 教 審 答 申「2世紀を展望した我が国の教育のあり方」(第 一 次 答 申)		
	H10	生 涯 学 習 法 第 一 号 答 申「社会変化に対応した生涯学習の振興方策」	
	H12		学 校 教 育 法 施 行 規 則 の 改 正
	H16		地 方 教 育 行 政 組 織 及 び 運 営 関 係 法 の 改 正
	H18 教育基本法改正		
	H19		学 校 教 育 法 の 改 正
	H20	社 会 教 育 法 の 改 正	
	H23		学 校 運 営 の 議 事 方 針 等 関 連 調 査 研 究 協 力 者 議 員「子ども豊かな学び創造し、地域社会をなくなく地域とともにあ学校づくり推進方策」
	H25	中 教 審 生 涯 学 習 法 第 一 号 答 申「第六期中央教育審議会生涯学習法第 一 号 答 申」	
	H26		教 育 法 第 三 十 六 号 答 申「今後社会動向に対応した社会教育のあり方」(第 五 次 提 言)
H27		コ ミ ュ ニ ティ ・ ス タ ル 推 進 等 関 連 調 査 研 究 協 力 者 議 員「コミュニティ・スタル校とした地域とともにあ学校づくりの推進方策」	
平成27年12月		中央教育審議会3答申	

8

(1) これまでの経緯・背景等

平成27年中教審3答申から現在まで

平成27年12月21日 中教審3答申

①新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について

・コミュニティスクール、地域学校協働本部、地域学校協働活動

②チーム学校としての在り方と今後の改善方策について

・地域連携担当教職員、学校事務の共同実施

③これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、

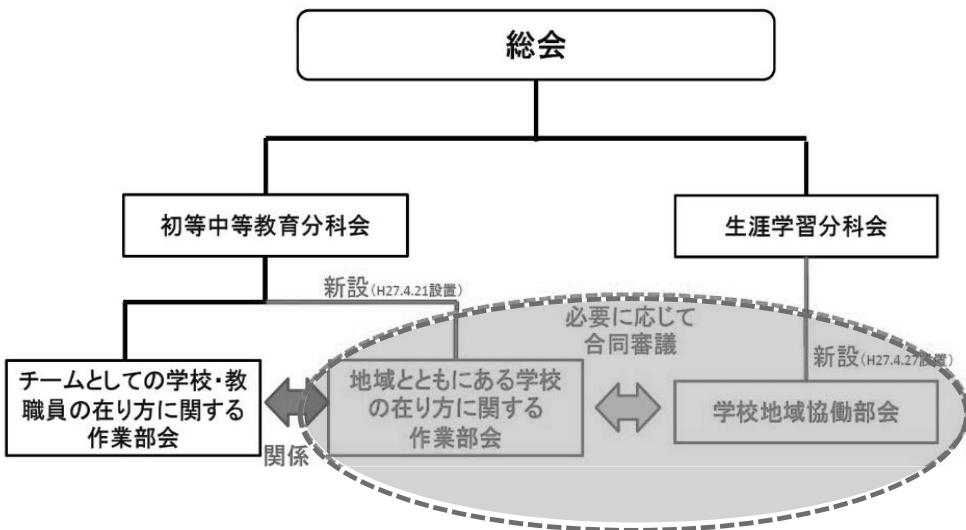
高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～

・教員研修の改革

平成28年1月 「次世代の学校・地域」創生プラン
 平成29年3月 幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領改訂
 平成29年4月 地教法、社会教育法等の一部改正
 平成29年12月 新しい時代の教育に向けた接続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）

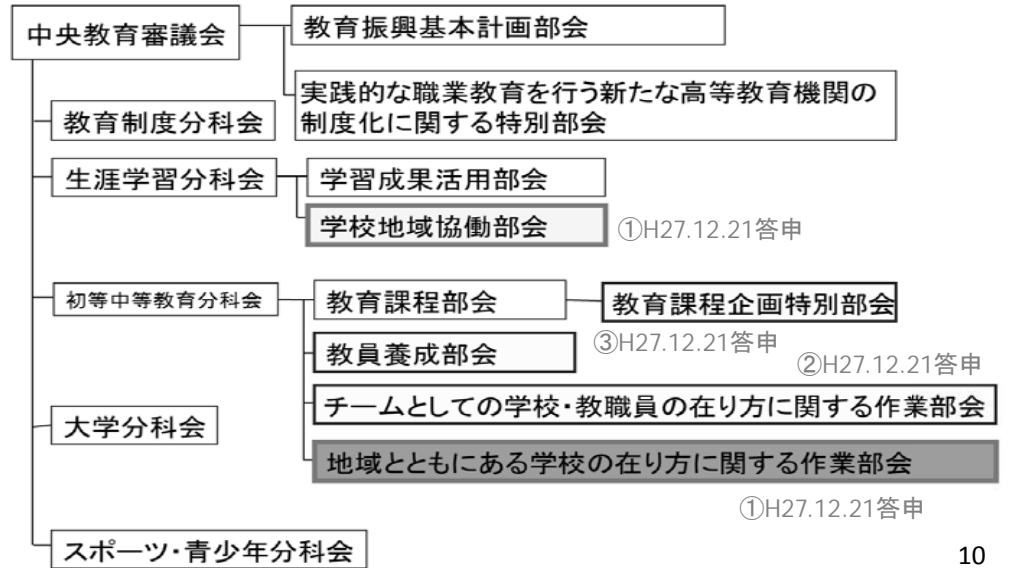
(1) これまでの経緯・背景等

中教審における審議体制（2）



(1) これまでの経緯・背景等

中教審における審議体制（1）



(1) これまでの経緯・背景等

平成27年地域学校協働答申

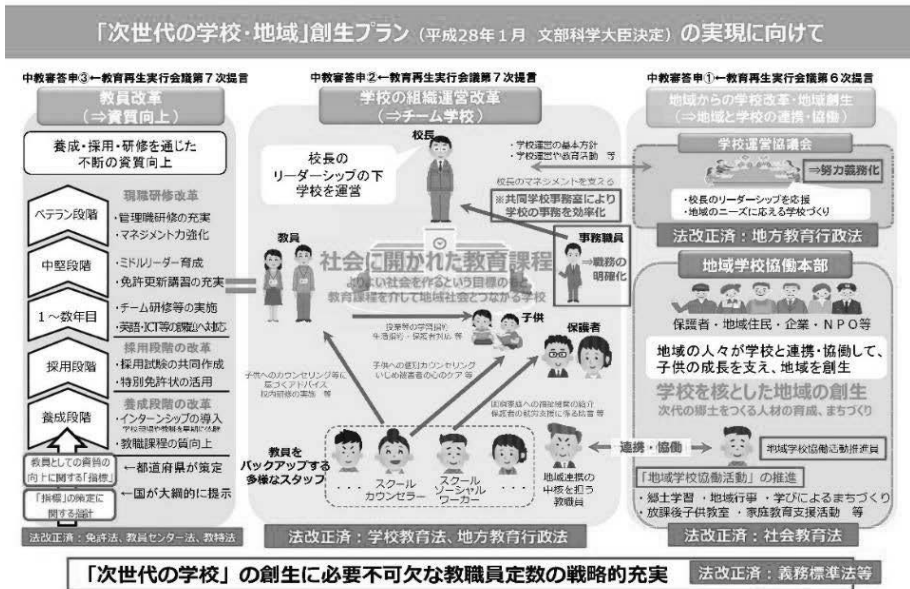
（新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について）



【今後の地域における学校との協働体制の在り方】

- ・地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること
- ・地域学校協働活動を推進する新たな体制として「地域学校協働本部」を全国的に整備すること など

(1) これまでの経緯・背景等



子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「働き方改革」「地方創生」の実現

(1) これまでの経緯・背景等

学習指導要領の改訂（平成29年3月）

小学校学習指導要領解説 総則編

家庭や地域社会との連携（第1章 第6の4）

- 道徳教育に関わる情報発信
 学校で行う道徳教育をより強化するためには、家庭や地域社会との連携、協力が重要。学校が道徳教育の方針を家庭や地域社会に伝え理解と協力を得るようしなければならない
- 家庭や地域社会との相互連携
 学校の道徳教育の充実を図るためには、学校の実情に応じて相互交流の場を設定することが望まれる

(1) これまでの経緯・背景等

社会教育法の一部改正（平成29年4月）

教育委員会が講ずべき地域学校協働活動に係る措置

都道府県及び市町村の教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする

（第五条第二項及び第六条第二項関係）

(1) これまでの経緯・背景等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成29年4月）

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないものとすること（以下略）

（第四十七条の六第一項関係）

学校運営協議会の委員に第五の二の地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者を加えるものとする

（第四十七条の六第二項関係）

(1) これまでの経緯・背景等

新しい時代の教育に向けた接続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）（平成29年12月）

各学校が取り組むべき方策として地域学校協働活動を指摘

地域ボランティアとの連絡調整は「学校以外が担うべき業務」として、学校側は地域連携担当を校務分掌に位置づけることを指摘

(1) これまでの経緯・背景等

平成27年地域学校協働答申

（新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について）



【地域と学校の目指すべき連携・協働の方向性】

- ① 「学校を核とした地域づくり」の推進
- ② 「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築
- ③ 「開かれた学校」から「地域とともにある学校」への転換

(2) 地域学校協働活動等の概要

① 「学校を核とした地域づくり」の推進

地域学校協働活動

◆地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

（平成29年 文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」）より

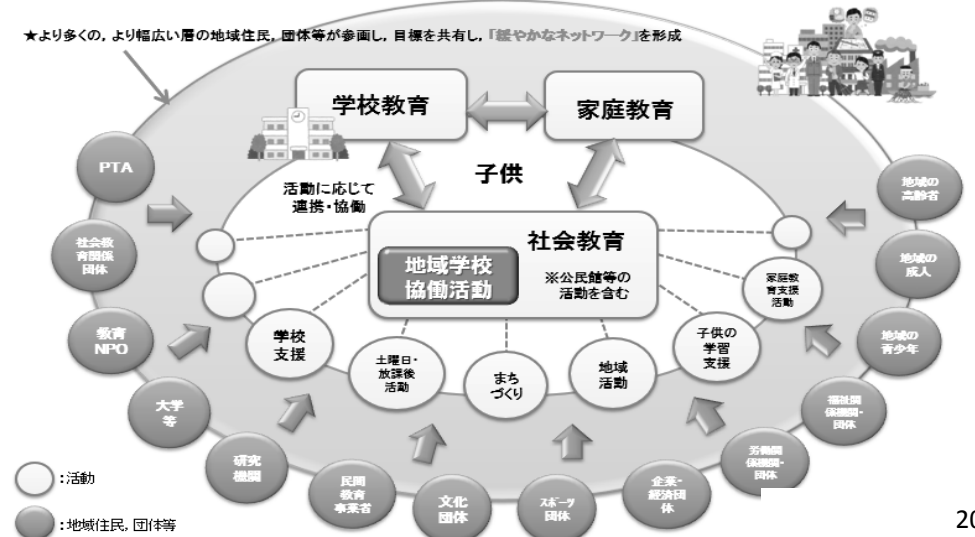
支援 → 連携・協働
 個別の活動 → 総合化・ネットワーク化

地域住民のつながりを深め「学校を核とした地域づくり」へ

(2) 地域学校協働活動等の概要

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
 ◎ 従来の地縁団体だけではなく、新しいつながりによる地域の教育力の再生・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



(2) 地域学校協働活動等の概要

② 「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築

地域学校協働本部

◆従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、**より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成**することにより、**地域学校協働活動を推進する体制**

(平成29年 文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」)より

学校支援地域本部 → 地域学校協働本部

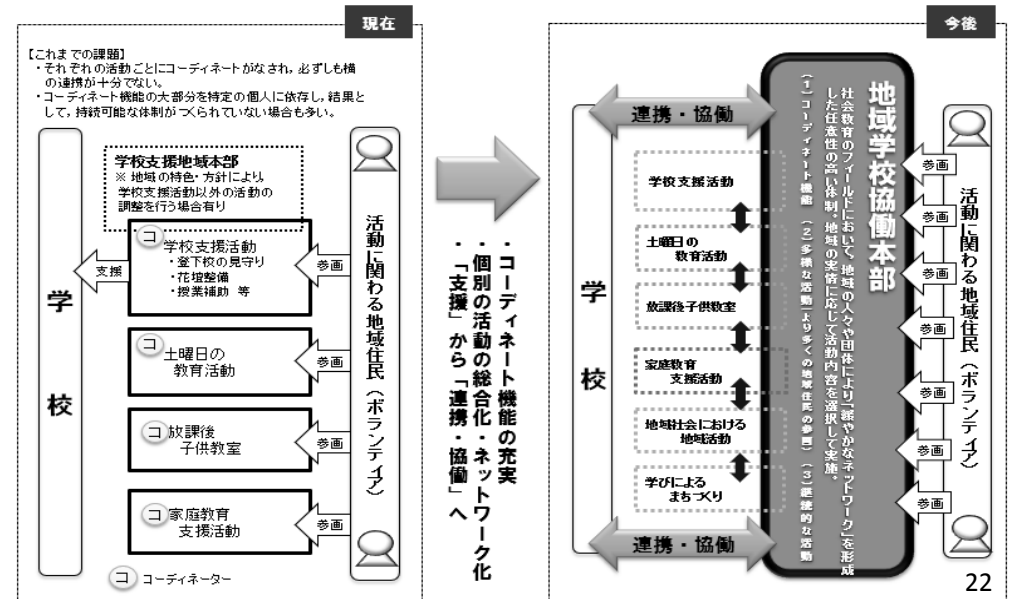
- ① コーディネート機能の強化
- ② 多様な活動 (より多くの地域住民の参画)
- ③ 継続的な活動 (安定的な実施)

幅広い地域住民参画により「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築へ

21

(2) 地域学校協働活動等の概要

今後の地域における学校との協働体制 (地域学校協働本部) の在り方 ~目指すべきイメージ~



(2) 地域学校協働活動等の概要

「地域学校協働活動推進事業」実施状況
(地域学校協働本部、地域未来塾、放課後子供教室、土曜日の教育支援活動)

(平成29年9月)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国庫補助金額	4,870百万円	5,071百万円	6,340百万円	6,466百万円	6,434百万円
地域学校協働本部設置数 (地域学校協働活動実施数)	3,527本部 (小学校:5,939校 中学校:2,715校)	3,746本部 (小学校:6,244校 中学校:2,814校)	4,146本部 (小学校:6,568校 中学校:3,039校)	4,527本部 (小学校:6,881校 中学校:3,148校)	5,168本部 (小学校:7,166校 中学校:3,469校)
地域未来塾実施数	—	—	1,751箇所 (中学校:2,439校 高等学校:148校)	2,587箇所 (中学校:2,646校 高等学校:167校)	2,813箇所 (中学校:2,646校 高等学校:167校)
放課後子供教室実施数	10,376教室	11,991教室	14,392教室	16,027教室	17,615教室
土曜日の教育活動実施数	—	4,845校	10,412校	11,895校	12,423校
実施市町村数	本部 619市町村 放課後 1,090市町村 土曜 一市町村	本部 628市町村 放課後 1,135市町村 土曜 389市町村	本部 642市町村 未来塾 322市町村 放課後 1,077市町村 土曜 953市町村	本部 689市町村 未来塾 472市町村 放課後 1,007市町村 土曜 1,054市町村	本部 716市町村 未来塾 515市町村 放課後 1,098市町村 土曜 1,027市町村

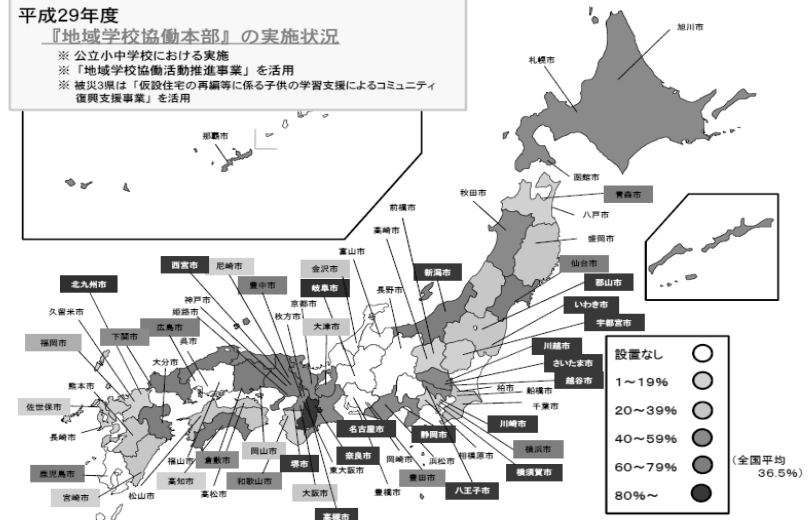
※平成28年度までは「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として実施
※岩手県、宮城県、福島県等の被災自治体は委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」等で実施

23

(2) 地域学校協働活動等の概要

平成29年度
『地域学校協働本部』の実施状況

※公立小中学校における実施
※「地域学校協働活動推進事業」を活用
※被災3県は「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を活用



2022年度までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働活動を推進
「働き方改革実行計画 (平成29年働き方改革実現会議決定)」
2022年度までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を推進
「ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定)」

24

(2) 地域学校協働活動等の概要

③ 「地域とともにある学校」への転換



コミュニティ・スクール

◆ 「学校運営協議会」を設置している学校

コミュニティ・スクールの3つの機能
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6 (H29改正)

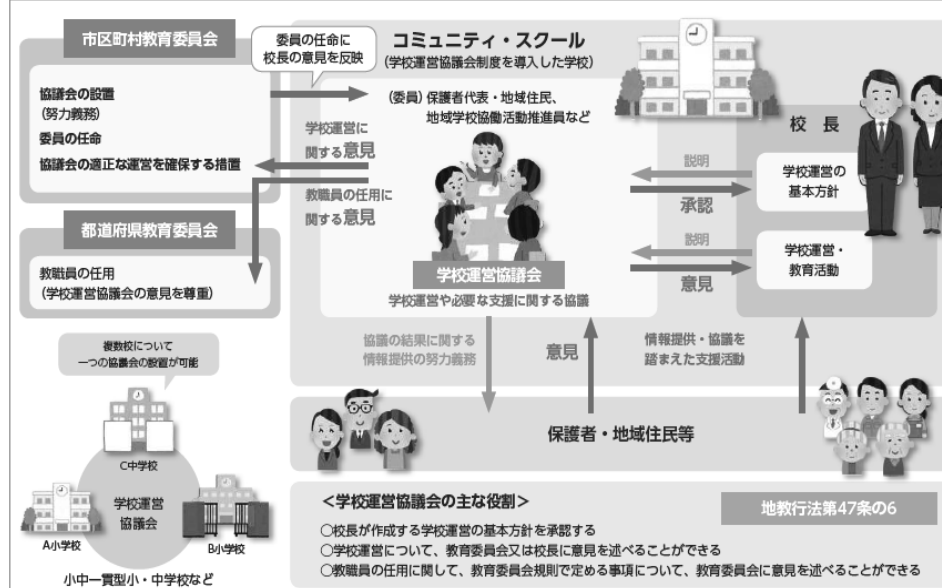
- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をする
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

地域住民の参画により、「地域とともにある学校」へ

25

(2) 地域学校協働活動等の概要

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



26

(2) 地域学校協働活動等の概要

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校数】

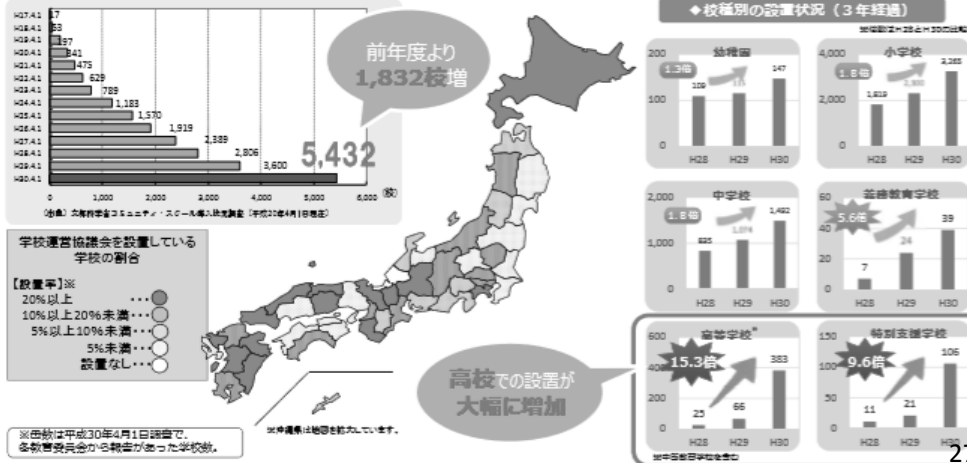
学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 5,432校 (平成30年4月1日現在)

(幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校382、特別支援学校106)

全国の学校のうち、14.7%がコミュニティ・スクールを導入

◆校種別の設置状況(3年経過)



27

(2) 地域学校協働活動等の概要

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校設置者数】

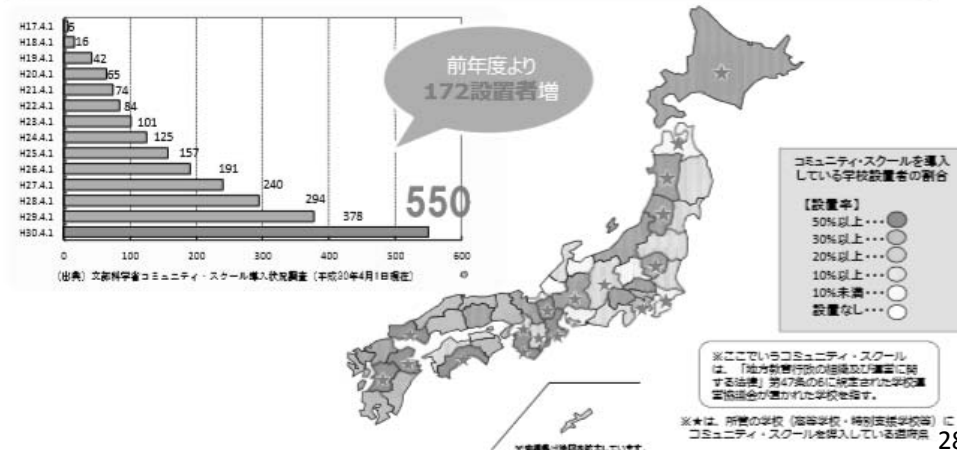
コミュニティ・スクールを導入している学校設置者数

46都道府県内 532市区町村 18道府県 (平成30年4月1日現在)

(18道府県、526市区町村(7政令指定都市を含む)、6学校組合)

全国の学校設置者のうち、30.5%がコミュニティ・スクールを導入

※出典は平成30年4月1日現在で、各教育委員会から報告があった学校設置者数。



28

(2) 地域学校協働活動等の概要

地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの連携
 地域学校協働本部 コミュニティ・スクール

社会教育の体制



「地域とともにある学校」に
 転換するための仕組み



- ★相互に補完し、高め合う存在
- ★両輪となって相乗効果を発揮
- ★学校や地域の置かれた実情
- ★有機的な接続の観点
- ★普段からの情報の共有



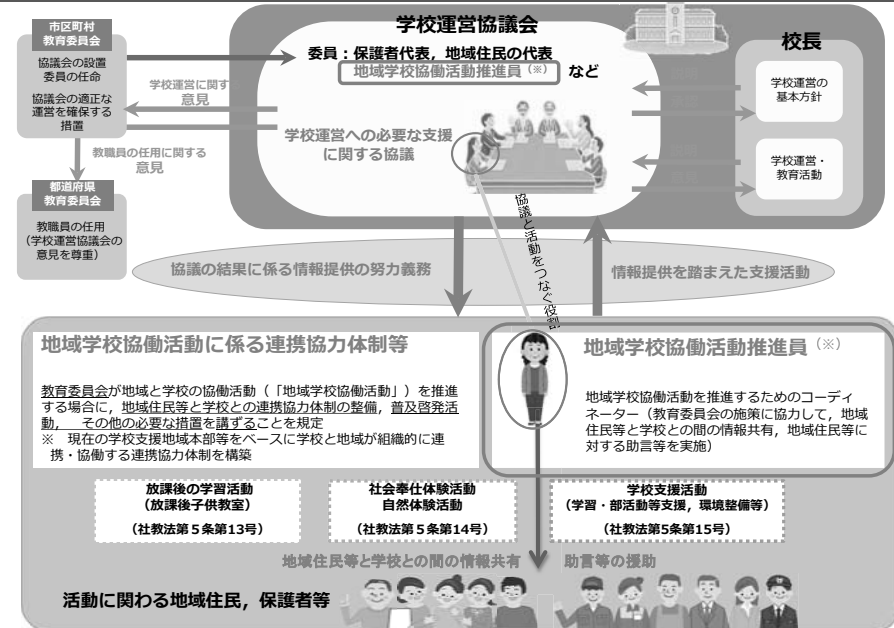
地域学校協働活動推進員



地域連携担当教職員

29

(2) 地域学校協働活動等の概要



(平成30年文部科学省「地域学校協働活動パンフレット」より)

30

(2) 地域学校協働活動等の概要

地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの連携



持続可能な地域
 社会の基盤づくり

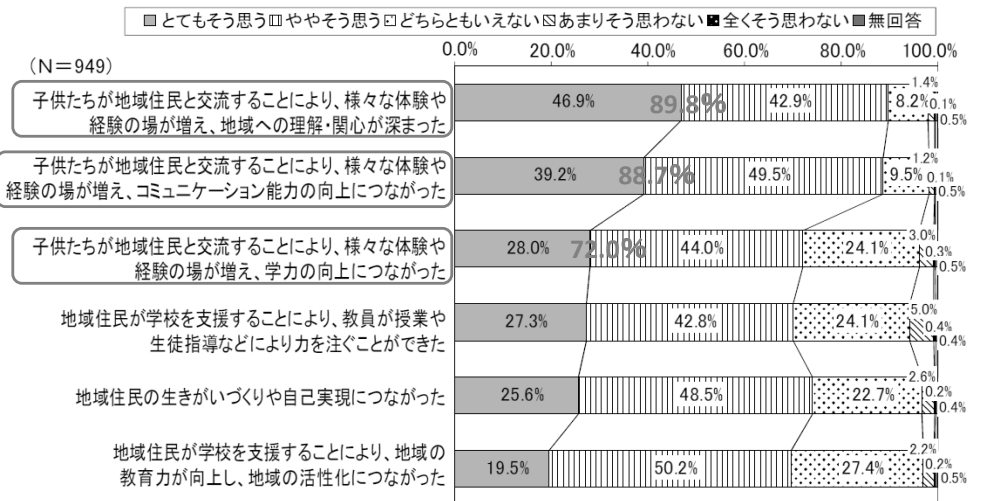
地域の未来を
 担う人づくり

学校を
 核とした
 地域づくり

31

(3) 地域学校協働活動の効果と課題

◆子供たちへの効果



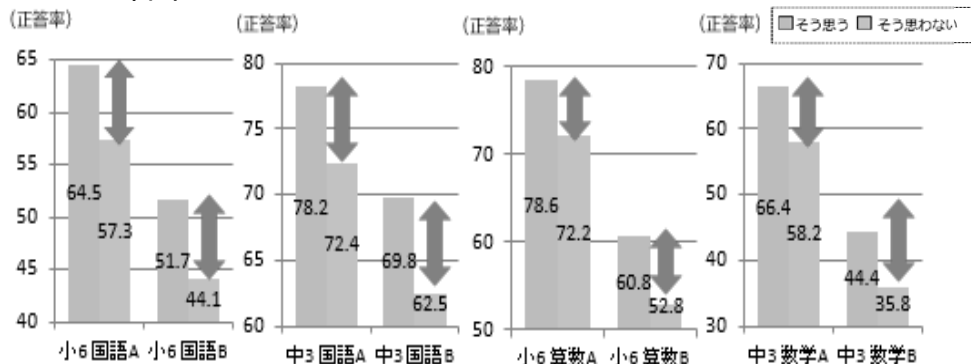
(平成28年文部科学省・国立教育政策研究所「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査結果」(学校を対象とした調査結果)より)

32

(3) 地域学校協働活動の効果と課題

◆子供たちへの効果

「地域には、ボランティアで学校を支援するなど、地域の子供たちの教育に関わってくれる人が多いと思うか」への回答と学力テストの正答率

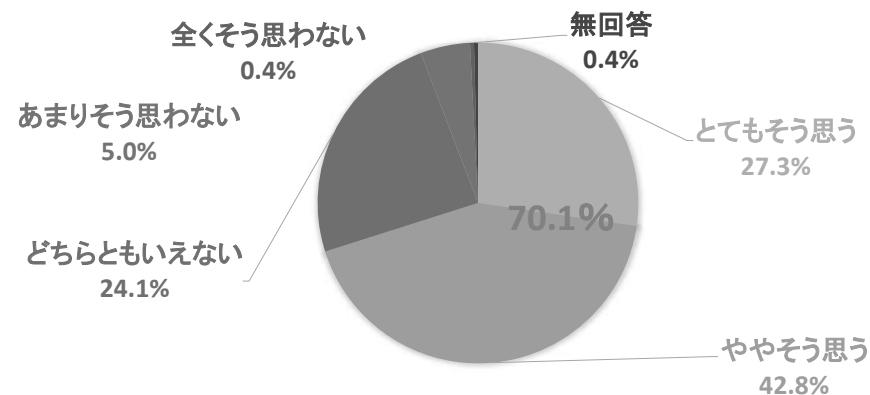


(平成25年度全国学力学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究 国立大学御茶ノ水女子大学 平成26年3月より) 33

(3) 地域学校協働活動の効果と課題

◆学校・教職員への効果

地域住民が学校を支援することにより教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができたか

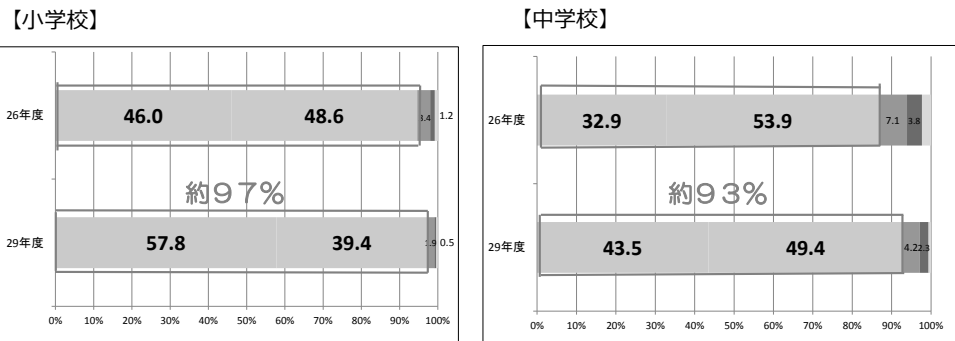


(平成28年度文部科学省・国立教育政策研究所「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査結果」(学校を対象とした調査結果)より) 34

(3) 地域学校協働活動の効果と課題

◆学校・教職員への効果

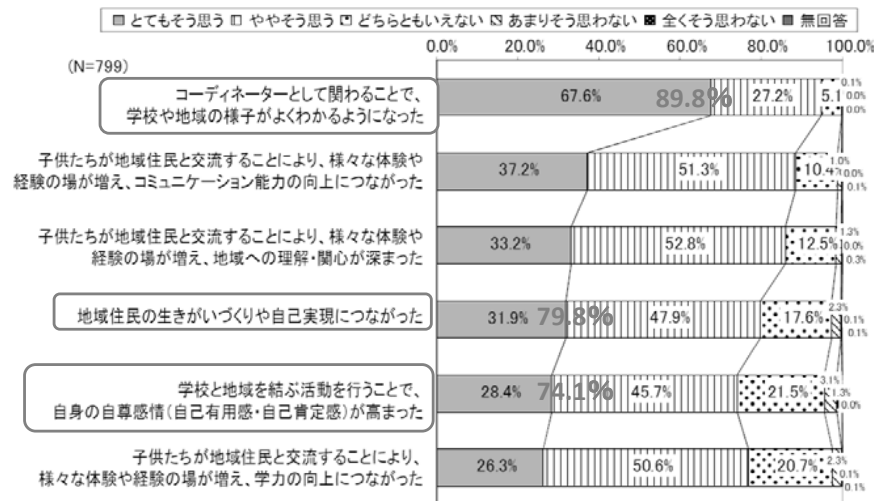
保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果があると思う学校は約9割にのぼる



(平成29年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査) 「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」では平成28年度調査結果を掲載 35

(3) 地域学校協働活動の効果と課題

◆地域への効果



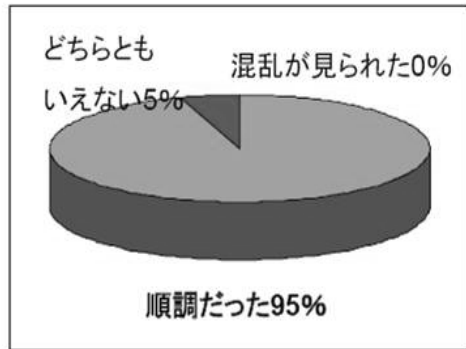
(平成28年度文部科学省・国立教育政策研究所「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査結果」(コーディネーターを対象とした調査結果)より) 36

(3) 地域学校協働活動の効果と課題

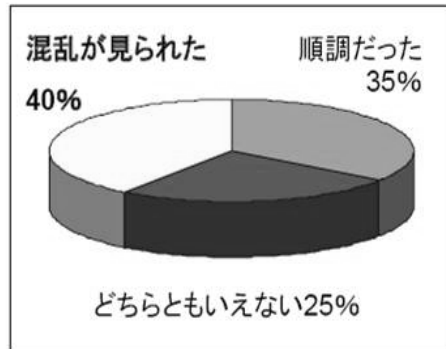
◆地域への効果

避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか

(学校支援地域本部設置20校)



(学校支援地域本部未設置20校)

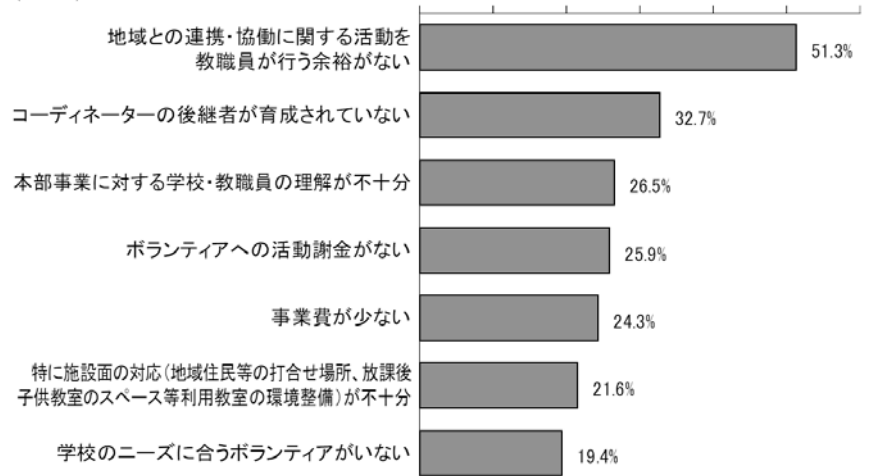


(文部科学省「東日本大震災後の宮城県内の小中学校校長40名へのアンケート」より) 37

(3) 地域学校協働活動の効果と課題

◆学校として感じている課題

(N=645) (複数回答, 上位7項目)

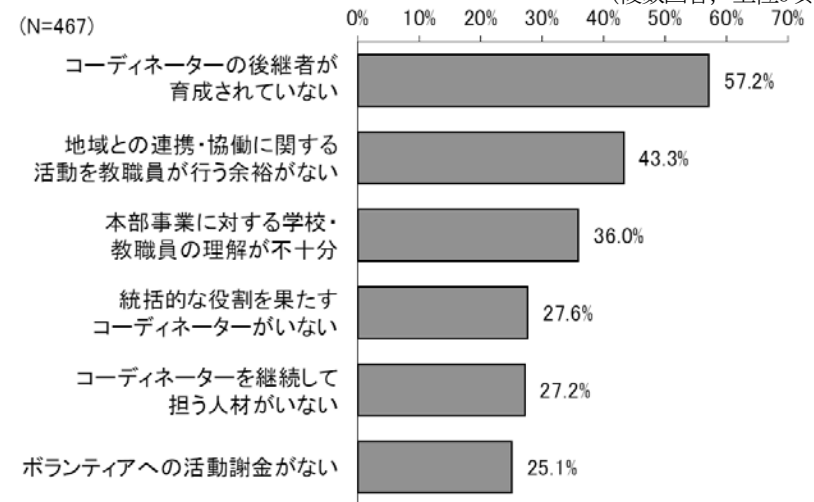


(平成28年文部科学省・国立教育政策研究所「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査結果」(学校を対象とした調査結果)より) 39

(3) 地域学校協働活動の効果と課題

◆市区町村として感じている課題

(N=467) (複数回答, 上位6項目)

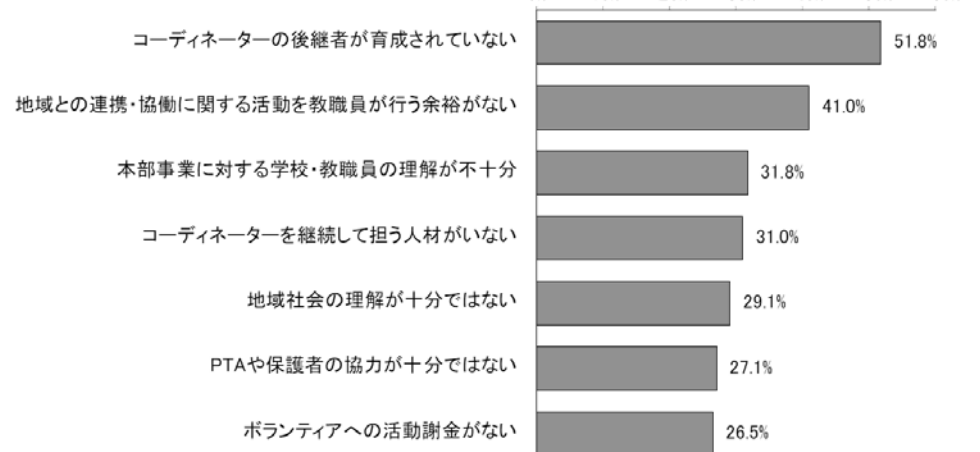


(平成28年文部科学省・国立教育政策研究所「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査結果」(市区町村を対象とした調査結果)より) 38

(3) 地域学校協働活動の効果と課題

◆コーディネーターとして感じている課題

(N=654) (複数回答, 上位7項目)



(平成28年文部科学省・国立教育政策研究所「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査結果」(コーディネーターを対象とした調査結果)より) 40

(3) 地域学校協働活動の効果と課題

◆地域学校協働活動の課題

- **推進体制・環境整備**
施設面の対応が不十分, ボランティアへの活動謝金がない, 事業費が少ない など
- **人材発掘・育成**
コーディネーターがない, 後継者がいない など
- **普及・啓発, 理解促進**
教職員が活動を行う余裕がない, 学校・教職員の理解が不十分, PTAや保護者の協力が得られない など

計画等に地域と学校の連携・協働の推進を位置付けることが重要

41

2. 推進員の役割

- (1) 法的位置付け
- (2) 推進員
- (3) 統括的な推進員

43

2. 地域学校協働活動推進員 (以下, 推進員) の役割



42

(1) 法的位置付け

◆社会教育法第9条の7

教育委員会は, 地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため, 社会的信望があり, かつ, 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから, 推進員を委嘱することができる

推進員は, 地域学校協働活動に関する事項につき, 教育委員会の施策に協力して, 地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに, 地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う

44

(2) 推 進 員

- ◆地域学校協働活動推進員に期待される役割
 - ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
 - ・学校や地域住民, 企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
 - ・地域ボランティアの募集・確保
 - ・地域学校協働本部の事務処理・経費処理
 - ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 など

(平成29年文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」より) 45

(2) 推 進 員

- ◆推進員の候補
 - ・これまでのコーディネーターやその経験者
 - ・地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
 - ・PTA関係者, PTA活動の経験者
 - ・退職した校長や教職員
 - ・自治会, 青年会等の地域関係団体の関係者
 - ・地域や学校の特色や実情を理解する企業, NPO, 団体等の関係者 など

(平成29年文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」より) 47

(2) 推 進 員

- ◆推進員に望まれる資質・能力
 - ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
 - ・地域学校協働活動への深い関心と理解がある
 - ・地域の住民, 団体, 機関等の関係者を良く理解している
 - ・学校の実情や教育方針への理解がある
 - ・地域住民や学校, 行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり, 関係者を説得し, 人を動かす力がある
 - ・地域課題についての問題提起, 整理, 解決先の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている など

(平成29年文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」より) 46

(3) 統 括 的 な 推 進 員

- ◆統括的な推進員に期待される役割
 - ・推進員のリーダー的存在として, それぞれの推進員間の連絡調整
 - ・推進員への適切な助言・指導や事例紹介
 - ・地域住民の地域学校協働活動の理解の促進
 - ・推進員の育成, 人材発掘・確保
 - ・未実施地域において新たに取組を開始する際の助言や先行事例の提供 など

(平成29年文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」より) 48

(3) 統括的な推進員

◆統括的な推進員の候補

- ・推進員やコーディネーターとして長年活躍した人
- ・社会教育主事として活動した経験のある人
- ・校長や教職員の経験者で、地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・PTA関係者、PTA活動経験者で地域学校協働の経験が豊富な人
- ・地域学校協働活動に関する業務や調整の経験を有する人 など

(平成29年文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」より) 49

3. 地域学校協働活動の具体的な事例

(1) 中学校区等での事例

(2) 子供の成長を見通した事例

3. 地域学校協働活動の具体的な事例



(1) 中学校区等での事例

奈良県奈良市富雄中学校区地域教育協議会【学びによるまちづくり・地域課題解決型学習の事例】

◆活動概要・目的

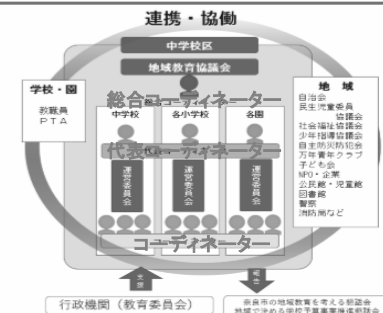
- ・市内全中学校区(21校区)に地域教育協議会(地域学校協働本部に該当)を設置
- ・小中学生が地域資源を見直し、子供と地域の協働による学区ブランドづくり(小学生が栽培した古代米を使ったお団子の商品開発)を実施

◆活動における工夫・ポイント

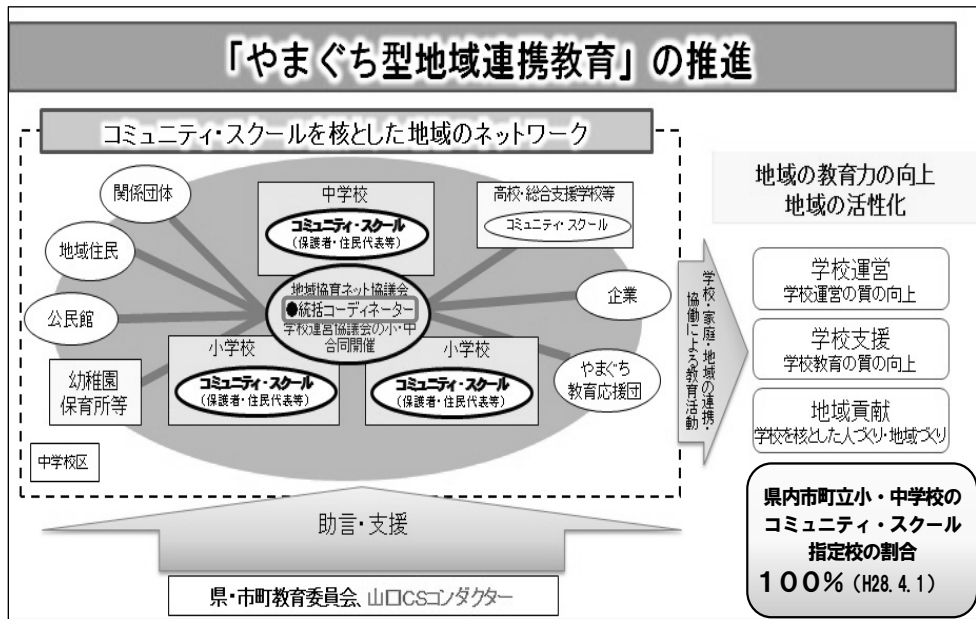
- ・地域コーディネーターが主体となって、商品化までの子供たちの活動をサポート
- ・地域の連携・協働に参画したい小中学生が集まるボランティア部(コーディネーターが顧問)の発足
- ・団子の他にワラを使ったしめ縄作り、団子を揚げた際の廃油を使ったエコ石けん作りにまで幅広く発展
- ・お団子の販路拡大に向けて、地域コーディネーターが地域企業に働きかけ、生徒たちがアイデアをプレゼン

◆活動の成果

- ・PTA、自治会、民生委員、社会福祉協議会など既存の子供の支援を行ってきた組織に合わせ、関連部署や企業・団体など地域に支援の輪が広がった。
- ・レストランメニューへの追加やコンビニでの販売も実現し、市長へのプレゼンにより給食にも採用。地域の行事やお祭り、イベント等でも販売。
- ・子供たちの学びの支援はもちろん、企業や団体にとっても地域参画のきっかけ、学びの機会となっており、子供と育つ地域づくり(地域振興)が進んでいる。

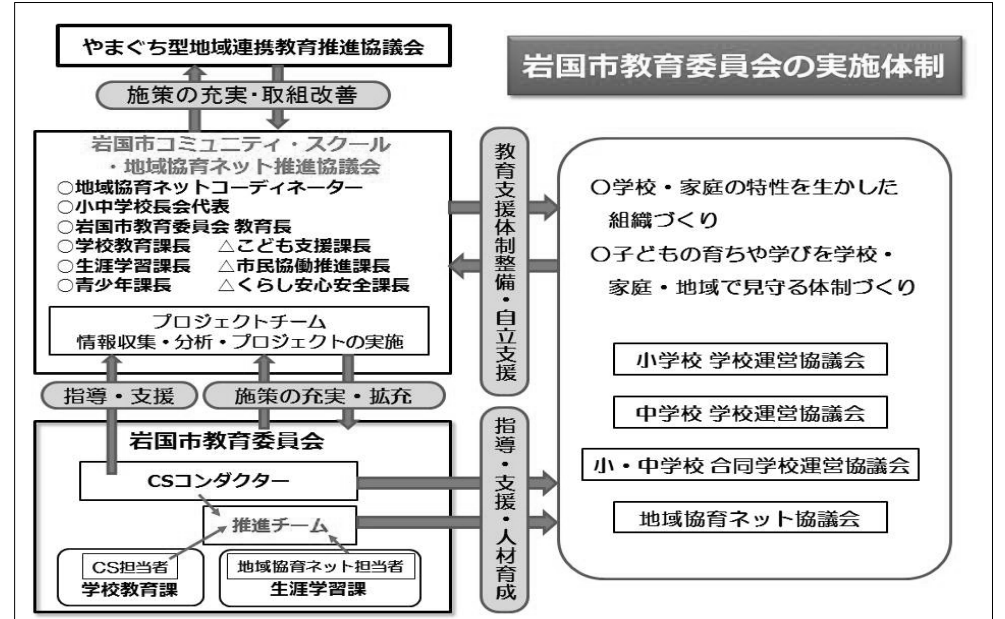


(1) 中学校区等での事例



(平成29年社会教育実践研究センター「地域学校協働のためのボランティア活動等の推進体制に関する調査研究報告書」より) 53

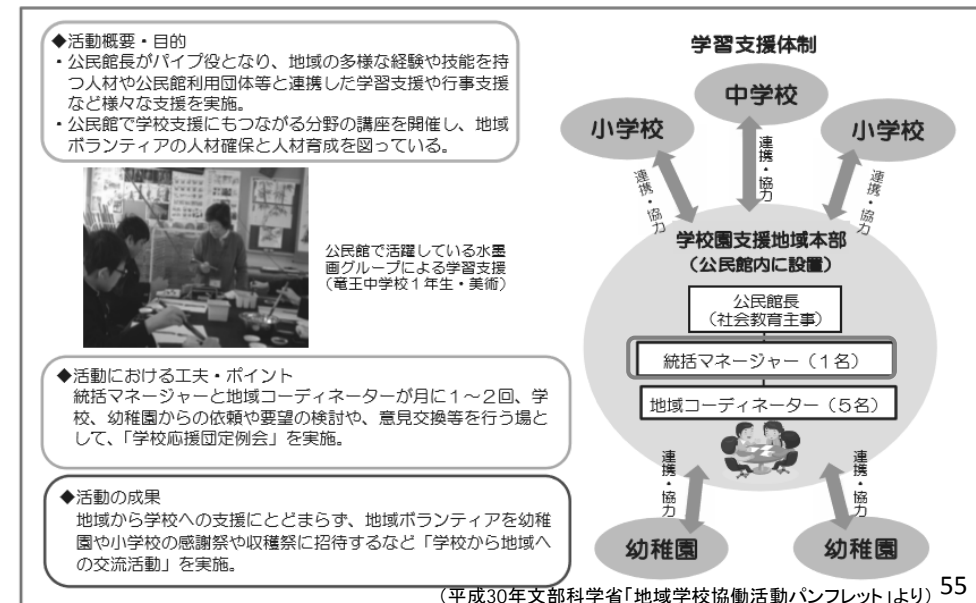
(1) 中学校区等での事例



(平成29年社会教育実践研究センター「地域学校協働のためのボランティア活動等の推進体制に関する調査研究報告書」より) 54

(1) 中学校区等での事例

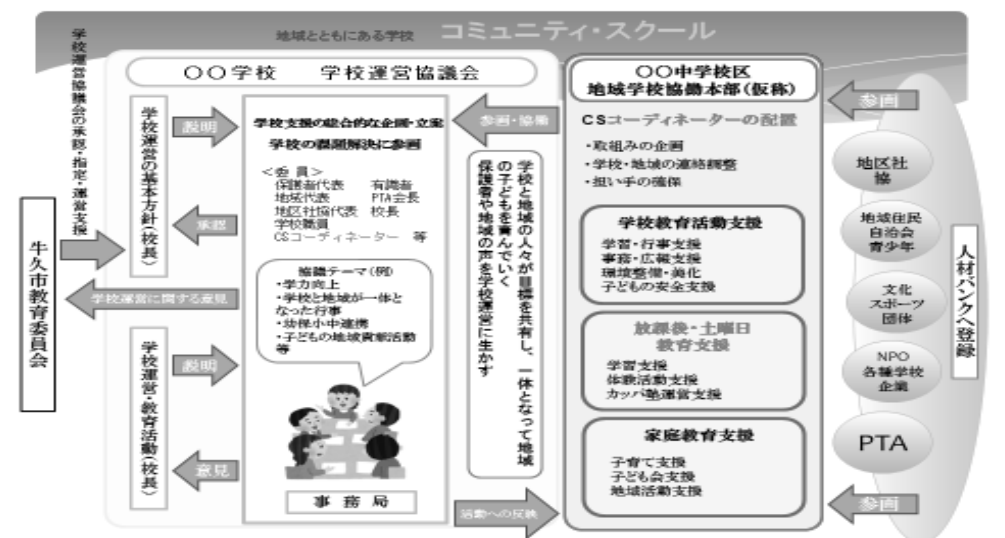
滋賀県竜王町学校応援団【公民館と連携した地域と学校の連携・協働の事例】



(平成30年文部科学省「地域学校協働活動パンフレット」より) 55

(1) 中学校区等での事例

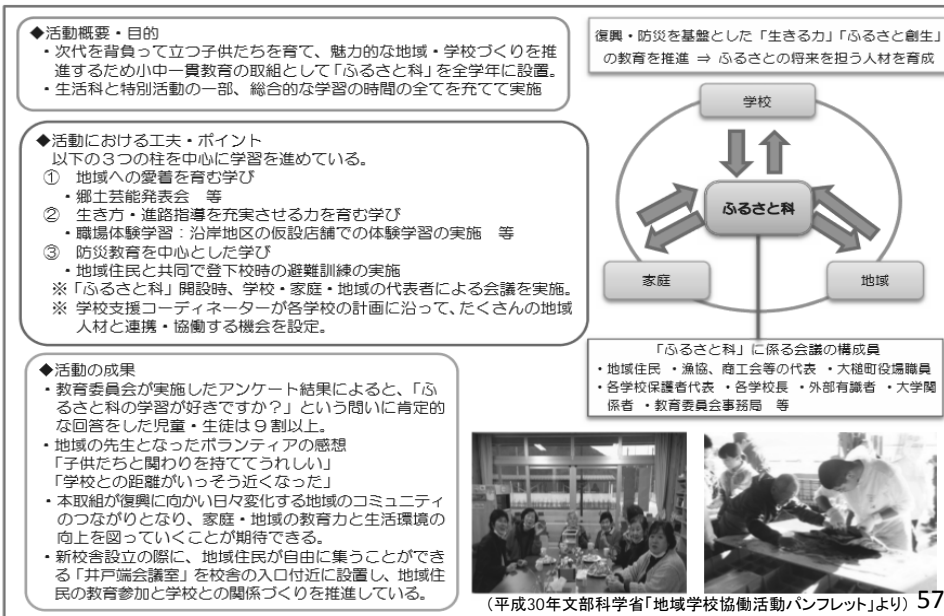
茨城県牛久市教育委員会



(平成29年社会教育実践研究センター「地域学校協働のためのボランティア活動等の推進体制に関する調査研究報告書」より) 56

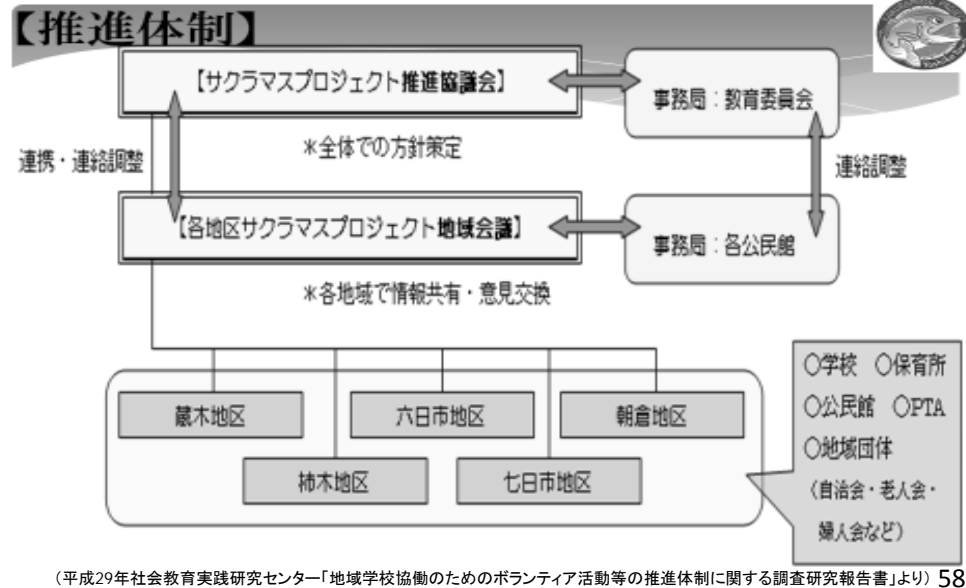
(2) 子供の成長を見通した事例

岩手県大槌町教育委員会【地域人材育成・郷土学習の事例】

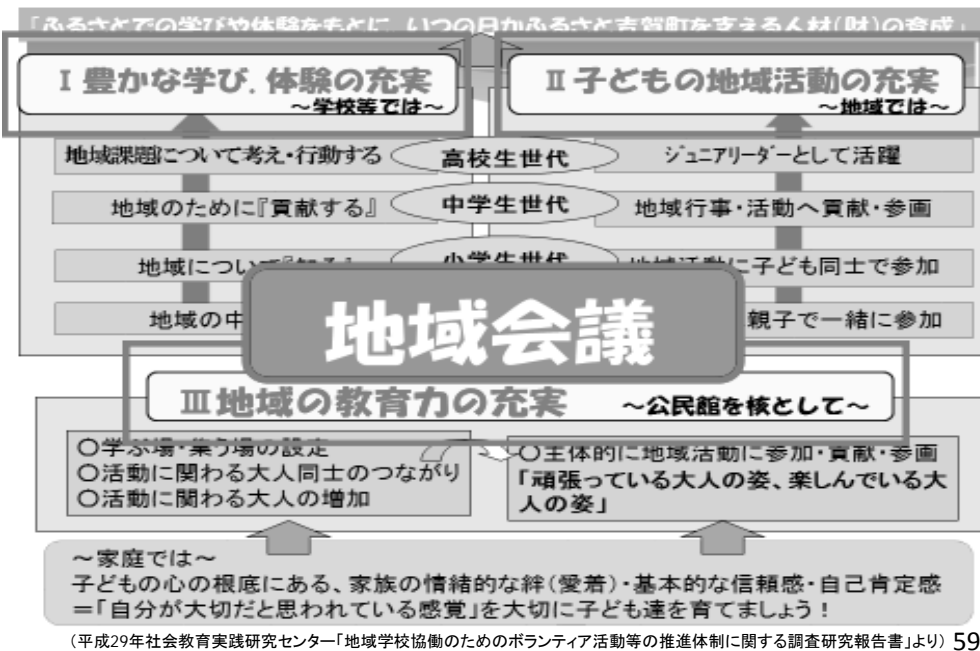


(2) 子供の成長を見通した事例

◆島根県吉賀町教育委員会

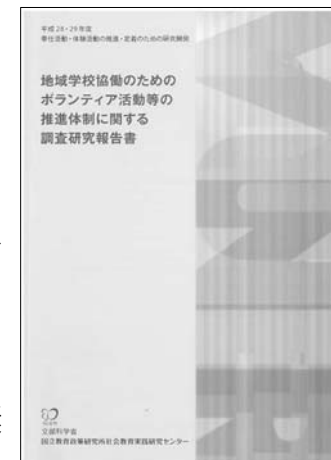


(2) 子供の成長を見通した事例



地域学校協働のためのボランティア活動等の推進体制に関する調査研究報告書

- 第I部 本編
- 第1章 調査研究の概要
- 第2章 平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査の結果
- 第3章 地域学校協働活動を推進するために大切にしたい要素
- 第II部 実践事例(聞き取り調査)編



本調査結果の詳細は、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターHP (<http://www.nier.go.jp/jissen/chosa/houkokusyo0-0.htm>) 参照



『地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集』

学びによるまちづくり、地域人材の育成、地域課題解決型学習、放課後子供教室、学習支援等の様々な地域学校協働活動や、コミュニティ・スクールの推進など、20事例について、活動の立ち上げ当時から現在の取組状況、今後の展望までのプロセスについて具体的に記載しています。

- *目次
 I 地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的・効果的運営事例（3事例）
 II 地域学校協働活動に関する参考事例（13事例）
 III コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する参考事例（4事例）

連携・協働 **検索** 参考URL <http://manabi-mirai.mext.go.jp/exam/2016.htm>



『平成29年度地域学校協働活動事例集』

全国で取り組まれている地域学校協働活動のうち、その内容が特に優れ、ほかの模範と認められる取組として、平成29年度に文部科学大臣から表彰を受けた150の活動を紹介しています。
 文部科学省のウェブサイト「学校と地域でつくる学びの未来」(<http://manabi-mirai.mext.go.jp>)にも過去の表彰事例とともに掲載しています。

学び未来 表彰 **検索** 参考URL <http://manabi-mirai.mext.go.jp/exam/commendation/3618.html>

地域学校協働活動の取組事例（動画）

学び未来 成果報告 **検索** 参考URL <http://manabi-mirai.mext.go.jp/report/2016.html>

①ふるさとキャリア教育「子供ハローワーク」による地域の取組【秋田県大館市】（約8分）



子供たちに働く体験をさせたい、もっと様々な感動体験をさせたい、そして社会を広く知って、地元企業のすばらしさや地域で働く市民と出会わせたい、そんな思いを職業体験に取り入れた「子供ハローワーク」の取組を紹介

④地域協働型体験教育「倉敷『町衆』プロジェクト(マチ・プロ)」の取組【岡山県倉敷市】（約9分）



高校生が3年間かけて地域の方に話を聞いたり、フィールドワークを行い、自分たちの町がかかえる課題について、その解決策を提言するプロジェクトを紹介

②まちづくりにつながる学びの場を目指す共創プロジェクト【秋田県五城目町】（約8分）



企業が地域にある業の外国人留学生と一緒に、子供たちに国籍解と自分たちの地域の良さを再発見するグローバルをテーマに継続的に活動している取組を紹介

⑤里海・里山ブランド創生をテーマに地域世代をつなげる地域学校協働活動【岡山県備前市】（約9分）



地域の方とアマモ場再生活動に参加するだけではなく、漁師の方にインタビューし、レポートにまとめ、発表することで、自分たちの町を知り、誇りを持つことにつながる取組を紹介

③地域社会全体で子供たちを育てる「学校おたすけ隊」の取組【秋田県東成瀬村】（約8分）



「地域の人々に助けをもらいたい」とい学校と子供たちを守りたい学校に関わりたい」という地域の方々をコーディネーターが繋ぎのいない形でつないでいる取組を紹介

⑥地域社会全体で子供たちを育てる「はやし学・はやし塾」の取組【岡山県早島町】（約8分）



子供を校を中心に、すべての町民がひかひか、育ちあう環境をつくることで、子供たちも町民も共育つ地域を目指す取組を紹介



『地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（参考の手引）』

教育委員会における、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。

平成29年4月

『地域学校協働活動ハンドブック』

地域学校協働活動推進員として活動する方や、幅広い地域住民の方々に対し、それぞれの地域や学校の特色を生かしつつ、地域学校協働活動を推進していく際の参考となるよう、様々な活動の事例や必要な知識を紹介しています。



平成30年1月



『地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き』

教育委員会において、地域の実情や特色を踏まえて地域学校協働活動推進員の委嘱がスムーズに行われるよう、委嘱の手続き等について具体例を示しながら紹介しています。

平成29年9月

『地域学校協働活動パンフレット』

幅広い地域住民の方々に地域学校協働活動について理解していただけるよう、社会教育法改正までの経緯や全国地域学校協働活動の実施状況、活動をしている方々の声を含めて紹介しています。



平成30年1月

参考URL <http://manabi-mirai.mext.go.jp/>

学び未来 表彰

社会教育情報番組「社研の窓」

平成28年度 地域学校協働活動の推進に向けた取組事例

滋賀県蒲生郡竜王町公民館

「社会教育施設（公民館）と連携した学校支援地域本部～通称：学校応援団～」

滋賀県蒲生郡竜王町では、竜王町公民館の施設内に、学校応援団と称した学校支援地域本部を設置し、公民館長や統括マネージャーを中心に、複数のコーディネーターを配置しています。この組織が中心となり、町全域の小中学校・幼稚園（5校園）を対象とした支援体制が構築され、多様な経験や特技等を生かした地域ボランティアが幅広い学習支援に当たっています。



山口県長門市中央公民館

「地域総がかりで子供たちを育てる地域協育ネット」

山口県長門市深川中学校区では、地域総がかりで子供を育てるという意識の下、長門市中央公民館が学校と地域をつなぐコーディネーター的な役割を果たしています。学校からの依頼に応じて、公民館で活動するグループや社会教育関係団体等と日程や人数を調整し、学習支援やクラブ活動のほか多様な活動が展開されています。



4. 社会教育に係る国の動向

4. 社会教育に係る国の動向



65

(1) 第3期教育振興基本計画

教育振興基本計画

教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画

（教育基本法第17条第1項）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない

第1期計画 対象期間：平成20年度～平成24年度
第2期計画 対象期間：平成25年度～平成29年度
第3期計画 対象期間：平成30年度～平成34年度

67

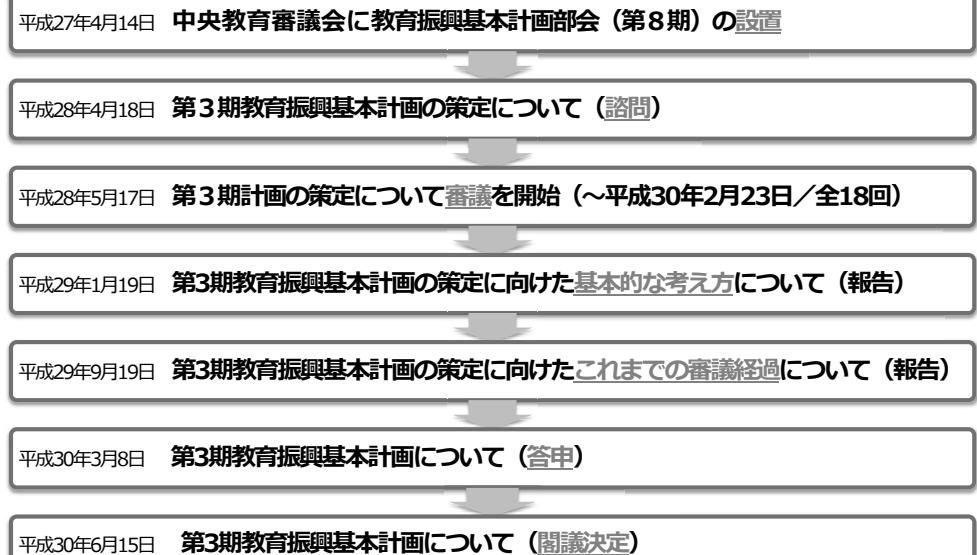
4. 社会教育に係る国の動向

- (1) 第3期教育振興基本計画
- (2) 文部科学省の再編
- (3) 社会教育主事養成の見直し

66

(1) 第3期教育振興基本計画

第3期計画策定のスケジュール



68

(1) 第3期教育振興基本計画

計画の変遷 (取組の成果)

第1期

- 平成20年7月1日閣議決定
- 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- 国際社会をリードする人材を育てる

第2期

- 平成25年6月14日閣議決定
- 「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印とした、生涯を貫く教育の方向性の設定

第3期

- 平成30年6月15日閣議決定
- 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(1) 第3期教育振興基本計画

※計画期間：2018～2022年度 第3期教育振興基本計画について(答申) 概要

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命
改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果
○初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
○給付型奨学金制度、所得連動型奨学金制度の創設
○学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題
(1) 社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域格差 等
(2) 教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化
○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題
(3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 教育政策推進のための基盤を整備する

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す
 <個人と社会の目指すべき姿>
 (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
 (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

<教育政策の重点事項>
 ○「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
 ○教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

- 客観的な根拠を重視した教育政策の推進**
 ・教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
 企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す [ロジックモデルの活用、指標設定]
 実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施 [職員の育成、先進事例の共有]
 評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- 教育投資の在り方**(第3期計画期間における教育投資の方向)
 ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「政策パッケージ」を着実に実施し、教育費負担を大幅に軽減
 ・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 ○学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ○学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 ○大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ○社会人のリカレント教育の環境整備 など
 ○若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ○大学施設の改修
 ・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
 ・その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成
- 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造**
 ・超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
 ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
 ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

(1) 第3期教育振興基本計画

特に留意すべき事項

- 客観的な根拠を重視した教育政策の推進**
 - 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
 - 企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す [ロジックモデルの活用、指標設定]
 - 実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施 [職員の育成、先進事例の共有]
 - 評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
 - 客観的な根拠に基づく政策立案 (EBPM (Evidence Based Policy Making))
 - を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

(1) 第3期教育振興基本計画

特に留意すべき事項

- 教育投資の在り方**
 - 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「政策パッケージ」を着実に実施し、教育費負担を大幅に軽減
 - 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - 学校指導体制・指導環境整備、チーム学校
 - 学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 - 大学改革の徹底・教育研究の質的向上
 - 社会人のリカレント教育の環境整備
 - 若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援
 - 大学施設の改修 など
 - OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
 - その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

(1) 第3期教育振興基本計画

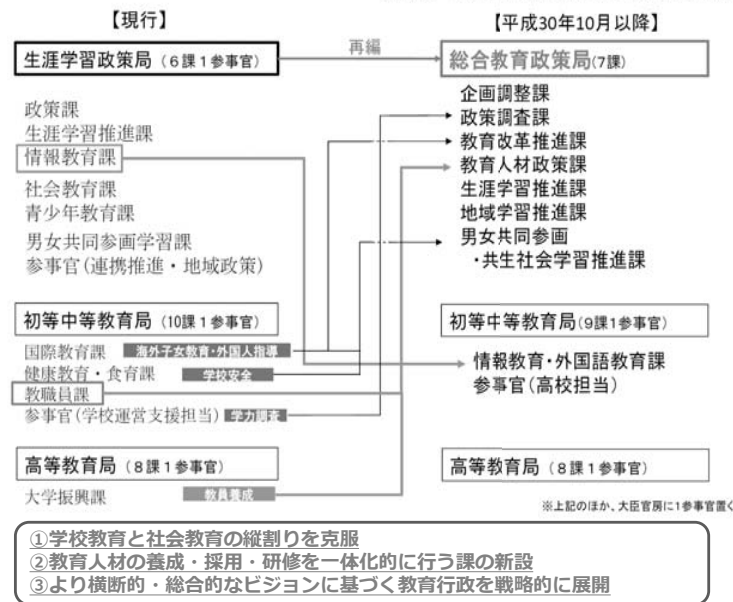
特に留意すべき事項

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造
 - ・ **超スマート社会 (Society 5.0) の実現**など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、**次世代の学校の在り方**など、未来志向の研究開発を不断に推進
 - ・ 人口減少・高齢化などの**地域課題の解決**に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
 - ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

(2) 文部科学省の再編

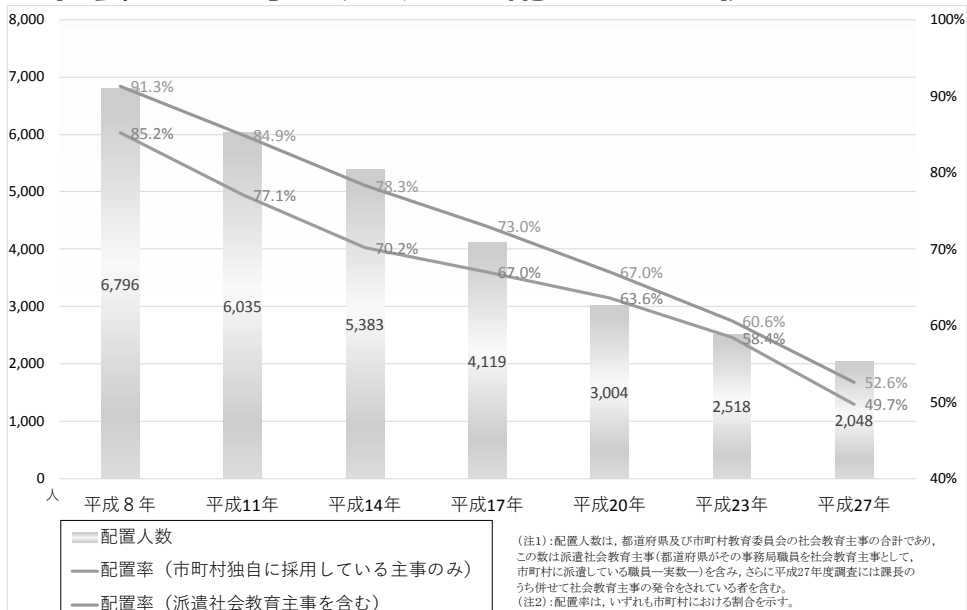
総合的な教育改革を推進するための組織強化

(平成30年文部科学省予算資料「平成30年度機構・定員について(主要事項)」より)
※名称はすべて仮称。総合教育政策局に係る主要な再編のみを表示。



(3) 社会教育主事養成の見直し

<社会教育主事の人数及び配置率の推移>



(3) 社会教育主事養成の見直し

社会教育主事講習の見直し(案)のポイント

- 社会教育主事が多様な主体と連携し、学習及び学習成果を地域課題の解決や地域活性化等につなげていく能力の習得を図る「社会教育経営論」と、学習者の特性に応じ、社会参加意欲を喚起するファシリテーション能力など様々な学習支援に関する能力の習得を図る「生涯学習支援論」を新設し、これらを中心に講習内容を精選し再構築し、参加型学習や具体的な事例研究を通じて、今後の社会教育主事に求められる能力を効果的に養成。(生涯学習・社会教育の理論等の基礎・基本を身に付ける「生涯学習概論」と実践演習・現場体験を通じて社会教育主事としての実践的能力を養う「社会教育演習」は基本的に維持する。)
- 講習時間を9単位(150時間)から8単位(120時間)に短縮し、受講者及び地方公共団体の負担を軽減。

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)&及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、平成32年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

(3) 社会教育主事養成の見直し

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善（第3条関係）
 学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2

→

科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善（第11条第1項関係）
 「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	3
社会教育課題研究	3

→

科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3
社会教育実習	3
社会教育課題研究	3

<計24単位>

3. 「社会教育士（講習）」及び「社会教育士（養成課程）」の称号の付与（第8条第3項、第11条第3項関係）
 講習の修了証書授与者は「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者は「社会教育士（養成課程）」と称することができることとする。

（平成30年文部科学省「社会教育主事講習等規程の一部改正に関する説明会」資料より） 77

(3) 社会教育主事養成の見直し

今後の予定

平成30年2月末 **社会教育主事講習等規程の改正**

平成31年3月頃 **養成課程の届出手続等に関する説明会**
 ○事前相談
 ○養成課程に関する書類の届出
 ○養成課程に関する確認書の交付
 ※詳細は説明会（平成31年3月頃）開催

平成32年4月 **社会教育主事講習等規程の施行**

（平成30年文部科学省「社会教育主事講習等規程の一部改正に関する説明会」資料より） 79

(3) 社会教育主事養成の見直し

社会教育主事養成の見直しに関する経緯

平成25年1月 **第6期中央教育審議会生涯学習分科会「議論の整理」**
 ⇒ 社会教育主事の養成・配置や資格の在り方について、総合的に検討していく必要があるとの提言

平成25年9月 **第7期中央教育審議会生涯学習分科会「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ審議の整理」**
 ⇒ 今後の社会教育主事に必要な資質・能力を踏まえ、カリキュラムの抜本的な見直しの検討が必要であるとの提言

平成28年8月 **国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「社会教育主事等の在り方に関する調査研究報告書」取りまとめ**

平成28年12月～翌29年1月 **社会教育主事養成の見直し案について意見募集**

平成29年3月 **社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会を設置**
 ⇒ 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」検討・取りまとめ

平成29年8月 **第9期中央教育審議会生涯学習分科会にて審議・了承**

平成29年12月15日～翌30年1月13日 **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの実施**

（平成30年文部科学省「社会教育主事講習等規程の一部改正に関する説明会」資料より） 78

(3) 社会教育主事養成の見直し

「社会教育士」について

1. 社会教育士の称号付与の趣旨及び概要

- 今回の社会教育主事講習等規程の改正においては、講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとしている。

■ 社会教育主事講習等規程（抄）

第8条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第3条の規定により8単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2（略）

3 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

第11条（略）

2（略）

3 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

2. 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。

- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

（平成30年文部科学省「社会教育主事講習等規程の一部改正に関する説明会」資料より） 80

5. 社会教育実践 研究センター の取組



81

- (1) 研修事業の予定（資料1）
- (2) 調査研究事業の予定（資料2）
- (3) 社会教育実践研究センターについて
（資料3）

82